

令和 7 年 12 月 25 日

お 知 ら せ

課 名	畜 産 課	農政企画課
担 当	岡田	中山
内 線	6544	6569
直 通	086-226-7419	

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜に係る防疫措置状況 (第 11 報、12 月 25 日 9 時現在) _____が変更点

津山市で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜に係る防疫措置については、次のとおりです。

記

1 発生農場の防疫措置

(1) 殺処分(12 月 20 日 9 時開始)

日時	飼養羽数	殺処分羽数	進捗率
12 月 <u>25 日 9 時</u> 現在	424, 245 羽	<u>260, 100 羽</u>	<u>61.3%</u>

(2) 焼却等の状況

22 日 (月) から県内 2 施設で殺処分鶏等の焼却を開始

2 周辺農場の監視

(1) 移動制限区域(半径 3 km 以内) 0 農場

(2) 搬出制限区域(半径 3 km 超～10km) 7 農場

- ・毎日、死亡羽数の報告を求め、現在、異状は確認されていない。
- ・全ての農場で、卵等の搬出が可能となる搬出制限の例外適用を、国から認められている。

(3) 消毒ポイント

3 か所で稼働中

3 防疫作業従事者数

- ・県、津山市、真庭市、J A グループ、民間事業者など 延べ 2,074 人

※従事者数は、農場内での殺処分等の作業に従事している人数で、家畜防疫員、保健師等は人数に含まれません。

□協力団体 (一社)岡山県建設業協会、(一社)岡山県トラック協会、
(一社)岡山県警備業協会、(公社)岡山県看護協会、
おかやま酪農業協同組合など J A グループ、津山市、真庭市、
(株) 阪急交通社、中国四国農政局ほか

4 報道機関へのお願い等

- (1) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。殺処分等の様子については、当方から、その写真や動画を随時提供します。
- (2) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
--